

第百八十三回国 参議院内閣委員会會議録第九号

平成二十五年五月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

江島 潔君

五月二十四日

辞任

那谷屋正義君

水岡 俊一君

石井 浩郎君

磯崎 仁彦君

長谷川 岳君

牧野たかお君

補欠選任

牧野たかお君

補欠選任

神本美恵子君

岡崎トミ子君

山東 昭子君

世耕 弘成君

伊達 忠一君

江島 潔君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

相原久美子君

芝 博一君

福山 哲郎君

岡田 広君

中西 祐介君

白 眞勲君

藤本 祐司君

蓮 舫君

江島 潔君

世耕 弘成君

中曾根弘文君

山谷えり子君

谷合 正明君

江口 克彦君

副大臣 甘利 明君

内閣府副大臣 西村 康稔君

大臣政務官 内閣府大臣政務官 山際大志郎君

事務局側 常任委員会専門員 五十嵐吉郎君

本日の会議に付した案件

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(相原久美子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、磯崎仁彦君、長谷川岳君、那谷屋正義君、水岡俊一君及び石井浩郎君が委員を辞任され、その補欠として世耕弘成君、伊達忠一君、神本美恵子君、岡崎トミ子君及び山東昭子君が選任されました。

○委員長(相原久美子君) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。甘利明君、政府から趣旨説明を聴取いたします。甘利明大臣。

○國務大臣(甘利明君) 民間資金等の活用による

公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

民間投資の喚起による成長力強化を実現するため、民間資金を積極的に活用したインフラ整備等を推進することが求められております。

この法律案は、インフラ整備等への民間投資を促進し、インフラ投資市場の拡大を図ることにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を一層促進するため、利用料収入により費用を回収するPFI事業等を

実施する民間事業者に対し、民間による投融資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に關し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、民間資金等活用事業推進機構は、株式会社形態の認可法人とし、政府は、必要があると認めるときは、機構に出資できることとしております。

第二に、機構に、民間事業者に対する支援、株式又は債権の処分等の決定を行う民間資金等活用事業支援委員会を設置することとしております。

第三に、機構は、利用料収入により費用を回収するPFI事業等を実施する民間事業者に対する出資又は資金の貸付け、保有する株式又は債権の譲渡その他の処分、公共施設等の管理者等又は民間事業者に対する専門家の派遣又は助言等の業務を営むこととしております。

第四に、内閣総理大臣は、機構が支援の決定に

当たつて従うべき基準を定めて公表するとともに、機構は、支援の決定に際しては、あらかじめ内閣総理大臣等に意見を述べる機会を与えなければならないこととしております。

第五に、機構は、経済情勢等を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式及び債権の処分を行うよう努めなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(相原久美子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。午前十四時四分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二を「第十五条」に、「第十条の三」「第十条の十七」を「第十六条」「第三十条」に、「第五章 株式会社民間

「第五章 株式会社民間

第一節 総則(第三

第二節 設立(第三

第三節 管理

第一節 取締役等

第二款 民間資金

第三款 定款の変

第四節 業務

第一款 業務の範

第二款 支援基準

第三款 業務の実

第五節 情報の提供

第六節 財務及び会

第七節 監督(第六

第八節 解散等(第

第六章 選定事業に對

第七章 民間資金等活

第八章 雑則(第八十

第九章 罰則(第八十

「第二条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、同

「第五条第五項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改

「同条第六項中「第十条の三」を「第十六条」に、

「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改

める。

「第三条第一項中「第十八条」を「第七十七条」に、

「ゆだねる」を「委ねる」に改める。

「第五条第一項中「第六条」を「第七条」に、「第七

条第一項」を「第八条第一項」に改める。

「第二十三条を第八十五条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第二十二條を第八十四条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条を第八十

三条とし、同条の前に見出しとして「民間資金等

活用事業推進委員会」を付する。

「第二十条の三第四項中「前各項」を「前三項」に改

め、同条を第八十二条とする。

「第二十条の二の前の見出しを削り、同条を第八

十一条とし、同条の前に見出しとして「民間資金

等活用事業推進会議」を付する。

第六章を第七章とする。

「第二十条第二項中「平成十七年法律第八十六

号」を削り、「第二十条第一項」を「平成十一年法

律第一百七号」第八十条第一項」に改め、第五章中

同条を第八十条とする。

「第十九条を第七十九条とし、第十八条の二を第

七十八条とし、第十八条を第七十七条とし、第十

七条を第七十六条とする。

「第十六条第一項中「第十一条の二」を「第六十九

条」に改め、同条を第七十五条とする。

「第十五条を第七十四条とし、第十二条から第十

四条までを五十九条ずつ繰り下げる。

「第二十九条第三項中「第十条の十六第一項」を

「第二十九條第一項」に改め、同条第九項中「第十

一条の三第一項」を「第七十条第一項」に、「第十一

条の三第五項」を「第七十条第五項」に改め、同条

を第七十条とする。

「第十一条の二の前の見出しを削り、同条第三項

中「第十条の十六第一項」を「第二十九條第一項」に

改め、同条第十一項中「明治二十九年法律第八十

九号」を削り、同条を第六十九条とし、同条の前

に見出しとして「行政財産の貸付け」を付する。

「第十一条を第六十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を

加える。

第五章 株式会社民間資金等活用事業推進

機構による特定選定事業等の支援

等

第一節 総則

(機構の目的)

第三十一条 株式会社民間資金等活用事業推進機

構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を

踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与す

る観点から、公共施設等の整備等における民間

の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層

重要となつていことに鑑み、特定選定事業

(選定事業であつて、利用料金を徴収する公共

施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入

として收受するものをいう。以下同じ。)又は特

定選定事業を支援する事業(以下「特定選定事業

等」と総称する。)を実施する者に対し、金融機

関が行う金融及び民間の投資を補完するための

資金の供給を行うことにより、特定選定事業に

係る資金を調達することができる資本市場の整

備を促進するとともに、特定選定事業等の実施

に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事

業等の普及に資する支援を行い、もつて我が国

において特定事業を推進することを目的とする

株式会社とする。

(数)

第三十二条 株式会社民間資金等活用事業推進機

構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立さ

れるものとする。

(株式の政府保有)

第三十三条 政府は、常時、機構が発行している

株式(株主総会において決議することができる

事項の全部について議決権を行使することがで

きないものと定められた種類の株式を除く。以

下この条において同じ。)の総数の二分の一以上

に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第三十四条 機構は、会社法平成十七年法律第八十六号 第九十九条第一項に規定する募集株式(第九十一条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(以下「募集社債」という。))を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第三十五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条 機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)(の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数))

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する

金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数の(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第七十七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 会社法第十二号に規定する委員会を置く旨

二 会社法第二百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第三十八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定選定事業の推進に寄与することが確実にであると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

任

第四十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(会社法の規定の読替え)

第四十一条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社成立前」とあるのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。)(第三十九条第二項の認可の後株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは、「民間資金法第三十九条第二項の認可」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは、「民間資金法第三十九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十四条第一項(民間資金法第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第四十二条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

第一款 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第四十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第四十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款 民間資金等活用事業支援委員会

(設置)

第四十五条 機構に、民間資金等活用事業支援委員会(以下「支援委員会」という。)を置く。

(権限)

第四十六条 支援委員会は、次に掲げる決定を行う。

一 第五十四条第一項の規定による特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定

二 第五十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 支援委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第四十七条 支援委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 支援委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 委員長は、支援委員会の会務を総理する。

8 支援委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第四十八条 支援委員会は、委員長委員長に事

故があるときは、前条第八項に規定する委員長  
の職務を代理する者。以下この条において同  
じ。が招集する。

2 支援委員会は、委員長が出席し、かつ、現  
在任する委員の総数の三分の二以上の出席がな  
ければ、会議を開き、議決をすることができな  
い。

3 支援委員会の議事は、出席した委員の過半数  
をもって決する。可否同数のときは、委員長が  
決する。

4 前項の規定による議決について特別の利害関  
係を有する委員は、議決に加わることができな  
い。

5 前項の規定により議決に加わることができな  
い委員の数は、第二項に規定する現に在任する  
委員の数に算入しない。

6 監査役は、支援委員会に出席し、必要がある  
と認めるときは、意見を述べなければならない。

7 支援委員会の委員であつて支援委員会によつ  
て選定された者は、第三項の規定による議決  
後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報  
告しなければならない。

8 支援委員会の議事については、内閣府令で定  
めるところにより、議事録を作成し、議事録が  
書面をもって作成されているときは、出席した  
委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押  
印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁  
氣的方式その他の知覚によつては認識すること  
ができない方式で作られる記録であつて、電  
子計算機による情報処理の用に供されるもの  
をいう。次条第二項第二号において同じ。)をもつ  
て作成されている場合における当該電磁的記録  
に記録された事項については、内閣府令で定め  
る署名又は記名押印に代わる措置をとらなけれ  
ばならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の  
手続その他支援委員会の運営に関し必要な事項

は、支援委員会が定める。  
(議事録)  
第四十九条 機構は、支援委員会の日から十年  
間、前条第八項の議事録をその本店に備え置か  
なければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要がある  
ときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求  
をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されてい  
るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成さ  
れているときは、当該電磁的記録に記録され  
た事項を内閣府令で定める方法により表示し  
たものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要が  
あるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議  
事録について前項各号に掲げる請求をすること  
ができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写  
をすることにより、機構に著しい損害を及ぼす  
おそれがあると認めるときは、前二項の許可を  
することができない。

5 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九  
條、第八百七十條第二項(第一号に係る部分に  
限る)、第八百七十一條、第八百七十二條(第五号に係る部分に限  
る)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本  
文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定  
は、第二項及び第三項の許可について準用す  
る。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各  
号に掲げる請求をすることができる。  
(登記)

第五十条 機構は、委員を選定したときは、二週  
間以内に、その本店の所在地において、委員の  
氏名を登記しなければならない。委員の氏名に  
変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書  
には、委員の選定及びその選定された委員が就

任を承諾したことを証する書面を添付しなけれ  
ばならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、  
これを証する書面を添付しなければならない。  
4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外  
取締役であるものについて、社外取締役である  
旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更  
第五十一条 機構の定款の変更の決議は、内閣総  
理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ  
ない。

第四節 業務  
第一款 業務の範囲  
第五十二条 機構は、その目的を達成するため、  
次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第五十四条第一項の規定によ  
り支援の対象となつた事業者(民法(明治二十  
九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項  
に規定する組合契約によつて成立する組合、  
商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三  
十五條に規定する匿名組合契約によつて成立  
する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に  
関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第  
二項に規定する投資事業有限責任組合若しく  
は有限責任事業組合契約に関する法律(平成  
十七年法律第四十号)第二条に規定する有限  
責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立  
された団体であつてこれらの組合に類似する  
ものを含む。次条第一項及び第五十四条第一  
項において同じ。)をいう。以下同じ。)に対す  
る出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及  
び一般財団法人に関する法律(平成十八年法  
律第四十八号)第三百三十一條に規定する基金  
をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け  
四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品  
取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条  
第一項に規定する有価証券及び同条第二項の

規定により有価証券とみなされるものをい  
う。第八号において同じ。)の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業  
者が保有する金銭債権の取得

六 実施方針を定め、若しくは定めようとする  
公共施設等の管理者等又は特定事業を実施  
し、若しくは実施しようとする民間事業者に  
対する専門家の派遣

七 実施方針を定め、若しくは定めようとする  
公共施設等の管理者等又は特定事業を実施  
し、若しくは実施しようとする民間事業者に  
対する助言

八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価  
証券(第五十六条において「株式等」という。)  
の譲渡その他の処分

九 債権の管理及び譲渡その他の処分  
十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉  
及び調査

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務  
十二 前各号に掲げるもののほか、機構の目的  
を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十二号に掲げる業務を営もう  
とするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認  
可を受けなければならない。

第二款 支援基準  
第五十三条 内閣総理大臣は、機構が特定選定事  
業等の支援(前条第一項第一号から第五号まで  
に掲げる業務によりされるものに限る。以下  
「特定選定事業等支援」という。)の対象となる事  
業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定  
するに当たつて従うべき基準(以下この条及び  
次条第一項において「支援基準」という。)を定め  
るものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により支援基準  
を定めようとするときは、あらかじめ、特定選  
定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係  
る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなけ  
ればならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支援基

準を定めたときは、これを公表するものとす  
る。

### 第三款 業務の実施

#### (支援決定)

第五十四条 機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、特定選定事業等支援をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

#### (支援決定の撤回)

第五十五条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。

一 対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第五十六条 機構は、その保有する対象事業者に

係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

#### 第五節 情報の提供等

第五十七条 機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

2 内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣は、前項の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第六節 財務及び会計

##### (予算の認可)

第五十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

##### (剰余金の配当等の決議)

第五十九条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

##### (財務諸表)

第六十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

ならない。

#### (政府保証)

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

#### 第七節 監督

##### (監督)

第六十二条 機構は、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

##### (報告及び検査)

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

##### (財務大臣との協議)

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る)、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。(業務の実績に関する評価)

第六十五条 内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

#### 第八節 解散等

##### (解散)

第六十六条 機構は、第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

##### (合併等の決議)

第六十七条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第四章第十條の十七を第三十條とする。

第十條の十六第一項第一号口中「第七條の二各号」を「第九條各号」に改め、同号八中「第十條の八第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同條を第二十九條とする。

第十條の十五を第二十八條とする。

第十條の十四第一項中「第十條の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同條を第二十七條とする。

第十條の十三第三項第一号中「第七條の二各号」を「第九條各号」に改め、同條を第二十六條とする。

第十條の十二を第二十五條とし、第十條の十一を第二十四條とし、第十條の十を第二十三條とし、第十條の九を第二十二條とし、第十條の八を第二十一條とし、第十條の七を第二十條とする。

第十條の六第一項中「第十條の四」を「第十七條」に、「第七條第二項」を「第八條第一項」に改め、同條第二項第二号中「第十條の四第二号」を「第十七條第二号」に改め、同條を第十九條とする。

第十條の五を第十八條とする。

第十條の四第四号中「第十條の七」を「第二十條」に改め、同條第五号中「第十條の九第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同條を第十七條とする。

る。

第十條の三を第十六條とする。

第三章中第十條の二を第十五條とする。

第十條第一項中「第十條の三」を「第十六條」に、

「第十條の九第一項」を「第二十二條第一項」に改

め、同條を第十四條とする。

第九條の二を第十三條とし、第九條を第十二條

とする。

第八條第一項中「第六條」を「第七條」に、「第七

條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條第二項

中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條

を第十一條とする。

第七條の三第一項中「第七條第一項」を「第八條

第一項」に改め、同條を第十條とする。

第七條の二第三号中「第十條の十六第一項（第一

号）を「第二十九條第一項（同項第一号）」に改め、同

條第四号及び第五号亦中「第十條の十六第一項」を

「第二十九條第一項」に改め、同條を第九條とす

る。

第七條第二項中「第十條の三」を「第十六條」に改

め、同條を第八條とする。

第六條を第七條とし、第五條の二を第六條とす

る。

本則に次の一章を加える。

第九章 罰則

第八十六條 機構の取締役、會計参与（會計参与

が法人であるときは、その職務を行うべき社

員）、監査役又は職員が、その職務に関して、

賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし

たときは、三年以下の懲役に処する。これに

よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしな

かつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂

は、没収する。その全部又は一部を没収するこ

とができないときは、その価額を追徴する。

第八十七條 前條第一項の賄賂を供与し、又はそ

の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の

懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その

刑を減軽し、又は免除することができる。

第八十八條 第八十六條第一項の罪は、日本国外

において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前條第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第

四十五号）第二條の例に従う。

第八十九條 機構の取締役、會計参与（會計参与

が法人であるときは、その職務を行うべき社

員）、監査役若しくは職員又はこれらの職に

あつた者が、第四十四條の規定に違反してその

職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜

用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以

下の罰金に処する。

第九十條 第六十三條第一項の規定による報告を

せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

場合には、その違反行為をした機構の取締役、

會計参与（會計参与が法人であるときは、その

職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五

十万円以下の罰金に処する。

第九十一條 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした機構の取締役、會計

参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査

役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四條第一項の規定に違反して、募集

株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引

き受ける者の募集をし、株式交換に際して株

式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は

資金を借り入れたとき。

二 第三十四條第二項の規定に違反して、株式

を發行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第五十條第一項又は第四項の規定に違反し

て、登記することを怠つたとき。

四 第五十二條第二項の規定に違反して、業務

を行つたとき。

五 第五十四條第二項又は第五十六條第一項の

規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしな

かつたとき。

六 第五十八條第一項の規定に違反して、予算

の認可を受けなかつたとき。

七 第六十條の規定に違反して、貸借対照表、

損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、

又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらの

ものを提出したとき。

八 第六十二條第二項の規定による命令に違反

したとき。

第九十二條 第三十六條第二項の規定に違反し

て、その名称中に民間資金等活用事業推進機構

という文字を用いた者は、十万円以下の過料に

処する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に民

間資金等活用事業推進機構という文字を使用し

ている者については、この法律による改正後の

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律（以下「新法」という。）第三十

六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間

は、適用しない。

第三條 株式会社民間資金等活用事業推進機構の

成立の日の属する事業年度の株式会社民間資金

等活用事業推進機構の予算については、新法第

五十八條第一項中「毎事業年度の開始前」とあ

るのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四條 政府は、新法第五章の規定による株式会

社民間資金等活用事業推進機構の支援を通じて

新法第二條第二項に規定する特定事業を推進す

るに当たつては、災害の未然の防止及び災害が

発生した場合における被害の拡大の防止を図る

ため公共施設等の整備等（同項に規定する公共

施設等の整備等をいう。）の必要性が増大してい

る一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状

況に鑑み、財政資金の効率的使用を図る必要が

あることから、速やかに、道路その他の公共施

設等（同條第一項に規定する公共施設等をい

う。）の運営等（同條第六項に規定する運営等を

いう。）について民間資金等の活用の一層の推進

を図るための方策について検討を行うものとし

る。

（租税特別措置法の一部改正）

第五條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二

十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第二号中「第十條の十四第一項」を

「第二十七條第一項」に改める。

第八十四條の六に次の一項を加える。

6 株式会社民間資金等活用事業推進機構の登

記に係る登録免許税については、登録免許税

法別表第一第二十四号（カ）中「若しくは特別

取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは

民間資金等の活用による公共施設等の整備等

の促進に関する法律（平成十一年法律第一百

七号）第五十條第一項（登記）の委員」とする。

（沖繩振興開発金融公庫法の一部改正）

第六條 次に掲げる法律の規定中「第十三條」を

「第七十二條」に改める。

一 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法

律第三十一号）附則第五條の七第一項

二 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年

法律第八十五号）附則第二十七條第二項の規

定によりなおその効力を有するものとされる

旧日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七

十三号）附則第十六條第五項

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七條 特別会計に関する法律（平成十九年法律

第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第七項第五号及び第十五号、第

二百一十條第一項第一号ト及び第二号ニ、第二項

第一号ト並びに第三項第一号ト及び第二号ニ、

第二百三十三條第三項並びに附則第五十條第二項中

「第十三條第一項」を「第七十二條第一項」に改め

る。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ

効率的な設置及び管理に関する法律の一部改

正）

第一條 この法律は、関西国際空港及び大阪国際

空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関す

る法律の一部を改正するものとする。

第二條 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第三條 この法律は、公布の日から起算して三月

正)

第八条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第六条」を「第七条」に改める。

第三十条第一項第二号中「第六条」を「第七条」に改め、同項第三号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第五号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第六号中「第十条の十五」を「第二十八条」に改め、同項第七号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第五項中「第十条の九第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第七項中「第十条の十第一項」を「第二十三條第一項」に、「第十条の十第二項」を「第二十三條第二項」に改め、同条第八項及び第九項第一号中「第十条の十五」を「第二十八條」に改め、同項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改める。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願(第八六六号)(第八六八号)(第八六九号)
- 一、マイナンパー法案の廃案に関する請願(第八八九号)(第八九〇号)
- 一、国民監視の共通番号制法案の導入反対に関する請願(第八九一号)(第八九二号)
- 一、日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)
- 一、マイナンパー法案の廃案に関する請願(第九四三号)

- 一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願(第九四四号)
- 一、子ども・子育て新システム関連法を実施しないことに関する請願(第九七八号)
- 一、ダンス規制法の見直しに関する請願(第九八〇号)
- 一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願(第九九三号)(第九九九号)

第八六六号 平成二十五年五月十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願

請願者 大阪府枚方市 本田圭 外六百三十三名

紹介議員 紙 智子君

戦時性的強制被害者(いわゆる「慰安婦」)問題が、国会で一九九〇年に取り上げられたが、問題はいまだ解決を見えない。各国で名乗り出た高齢の被害者は、日本との和解を果たせず、無念の中に他界するケースが相次ぎ、日韓の深刻な外交問題に発展している。事態を憂慮した国際社会からも、対応を促す助言を何度も受けている。二〇〇七年に米国議会下院、オランダ国会下院、カナダ国会下院、欧州議会などで決議が採択され、二〇〇八年にはフイリピン議会下院外交委員会、韓国国会、台湾立法院が同趣旨の決議を採択している。また国連やILOなどの国際的な人権擁護機構からも繰り返し、勧告・指摘を受け、日本各地の府・市議会からも対応を求める意見書が提出されている。日本の行政府・司法府が解決できていない深刻な人権問題の解決にこそ立法府が動くべきである。

ついでには、国権の最高機関である立法府がこの問題に正面から取り組み、国際社会において名誉ある地位を占めることができるよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を早期に成立させること。

第八六八号 平成二十五年五月十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願

請願者 東京都調布市 石川康子 外五百九十六名

紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第八六九号 平成二十五年五月十三日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願

請願者 仙台市 五十嵐朝子 外六百五十八名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第八八九号 平成二十五年五月十三日受理

マイナンパー法案の廃案に関する請願

請願者 札幌市 山口より子 外千三百七十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第八九〇号 平成二十五年五月十三日受理

マイナンパー法案の廃案に関する請願

請願者 浜松市 松野歌子 外千三百七十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第八九一号 平成二十五年五月十三日受理

国民監視の共通番号制法案の導入反対に関する請願

請願者 東京都新宿区 秋山宗夫 外五千四百三十六名

紹介議員 田村 智子君

第八九二号 平成二十五年五月十三日受理

国民監視の共通番号制法案の導入反対に関する請願

請願者 東京都荒川区 五味喜市 外五千四百三十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第八九三号 平成二十五年五月十三日受理

日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願

請願者 長野県上田市 中沢俊子 外三千百九十七名

紹介議員 井上 哲士君

日本軍慰安婦問題は、女性の人権、人間の尊厳を回復する課題であり、その解決は、被害女性の高齢化の中、待ったなしである。安倍晋三首相は、一貫して日本軍による「強制性はなかった」との立場をとっており、二〇一二年十二月の第二次安倍内閣の発足に当たり「河野談話」の見直しを公言し、アジア諸国を始め世界各国から強い批判の声があがっている。日本政府は、国連人権委員会や国連自由権規約委員会、ILO専門家委員会、アムネスティ・インターナショナルなどの国際機関から繰り返し慰安婦問題の解決を促す勧告を受けてきた。二〇〇九年には、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が「被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれら犯罪に関する教育を含む永続的な解決を見いだす努力を緊急に行う」ことを勧告した。国際社会では、日本軍慰安婦問題は性奴隷制の問題であり女性の権利侵害であること、日本政府は公式謝罪と賠償の責任を果たすべきであるということが共通の認識となっており、政府の「解決済み」という主張や民間の基金による賠償という立場は通用しない。また、歴史の事実を否定したり、侵略戦争によって女性の権利を極限まで踏みじった慰安婦問題を放置し続けたらしては、アジアや世界の人々との信頼と平和な未来を築くことはできない。日本政府が

「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題」(河野談話)として慰安婦問題に真摯に向き合い、一日も早く日本軍慰安婦問題の法的解決を行い、歴史の真実を正しく教育し次世代に引き継ぐことを強く求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、日本軍慰安婦問題の法的解決を急ぎ、公式謝罪と補償を行うこと。

第八九四号 平成二十五年五月十三日受理  
日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願  
請願者 堺市 山尾純子 外三千百九十七名

紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第八九五号 平成二十五年五月十三日受理  
日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願  
請願者 青森県むつ市 島光子 外三千百九十七名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第八九六号 平成二十五年五月十三日受理  
日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願  
請願者 東京都荒川区 今徳芳子 外三千百九十七名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第八九七号 平成二十五年五月十三日受理  
日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願  
請願者 福島県会津若松市 菅恵子 外三千百九十七名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第八九八号 平成二十五年五月十三日受理  
日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願  
請願者 大分県由布市 宇都宮静香 外三千百九十七名

紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第九四三号 平成二十五年五月十四日受理  
マイナンバー法案の廃案に関する請願  
請願者 神奈川県茅ヶ崎市 早坂真由子 外三十六名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第九四四号 平成二十五年五月十四日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願  
請願者 宮崎県西都市 日高雪子 外五百二十九名

紹介議員 徳永 エリ君  
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第九七八号 平成二十五年五月十四日受理  
子ども・子育て新システム関連法を実施しないことに関する請願  
請願者 京都市 奥田佳奈子 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第三三〇号と同じである。

第九八〇号 平成二十五年五月十四日受理  
ダンス規制法の見直しに関する請願  
請願者 京都府八幡市 中川佳代子 外十二名

紹介議員 井上 哲士君

現在、営業目的で「ダンス」をさせることは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」)で規制され、ダンスが許可制になり、様々な条件が設けられている。同法は「風俗営業を対象に、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持」することを目的にしているが、ダンスをすることは、風俗や環境を乱さない。文部科学省は、平成二十四年度よりダンスを中学校体育の必修科目としたが、その指導に当たっても「ダンスとは、古今東西若男女が楽しむ身体活動」と位置付けて「表現や踊りでの交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにする」(新学習指導要領)としている。授業では「ロックやヒップホップなどのリズムの曲を組み合わせ」二つ踊りだしたくなるような状況を作りましょう」と指導計画を示している。ダンスカルチャーは、世界的にも市民権を得ており、オリンピックの開会式でもディスクジョッキー(DJ)が登場している。同時にクラブ、ライブハウスは、そこで営業する人を始め、多くの雇用や消費を生み出す経済活動の場でもある。ドイツ、ベルリンのように国や市で、政策の一環としてクラブの活性化を図り、都市の魅力や成長の一助としている都市もある。現在の風営法は、売買春を防止する目的で、終戦直後の一九四八年に制定された。学校でダンスが教えられる一方、いまだに法律で踊ることを規制するのは、時代にマッチしない。多くのクラブ、ライブハウスは健全に音楽、踊りを通じて人と人が人間的に触れ合う交流の場であり、青少年の健全な育成に向けて、薬物や暴力の排除・根絶、地域住民との融和に取り組んでいる。

二、行政上の指導は、「国民の基本的人権を不当に侵害しないよう」に努め、「いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう」とする第一百一回国会附帯決議(衆議院一九八四年七月五日)や「解釈運用基準」(二〇〇八年七月十日)に基づき適正に運用すること。  
三、表現の自由、芸術・文化を守り、健全な文化発信の施策を拡充すること。

第九九三号 平成二十五年五月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願  
請願者 大阪府吹田市 斉藤祐子 外五百六十名

紹介議員 神本美恵子君  
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第九九九号 平成二十五年五月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置に関する請願  
請願者 山梨県甲府市 森川茂子 外五百三十六名

紹介議員 福島みずほ君  
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。